



久喜市 パートナーシップ 宣誓制度

久喜市では、性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、令和3年10月1日から「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

パートナーシップ宣誓制度とは

お一人もしくはお二人ともが^{※1} 性的少数者であるカップルが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したパートナーシップ関係であることを市に宣誓し、宣誓されたことを市が証明するものです。

※1 性的少数者とは、性的指向の対象が異性のみではない者並びに性自認が出生時の性と異なる方をいいます。

宣誓することができる方

- ◆お二人又はお一人が性的少数者であること。
- ◆お二人が成年に達していること。
- ◆お二人が久喜市民であるか、1か月以内に市内への転入を予定していること。
- ◆お二人に配偶者（事実婚を含む）や、他にパートナーシップの関係にある方がいないこと。
- ◆宣誓しようとするお二人が近親者でないこと。（養子縁組を除く）

宣誓に必要な書類

- ◇パートナーシップ宣誓書
- ◇パートナーシップの宣誓に関する確認書
- ◇住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ◇戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ◇本人確認書類

など

【予約・問い合わせ】

久喜市 総務部 人権推進課 男女共同参画係

久喜市下早見85-3

☎ 0480-22-1111

☎ 0480-22-3319

✉ jinken@city.kuki.lg.jp

制度に関する詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

久喜市 パートナーシップ宣誓制度



宣誓の流れ

宣誓日時の 相談

※宣誓日の1か月前から受付可



宣 誓



証明書等の 交付

電子申請・電話・メール・FAXなどで宣誓日時を予約してください。
※事前に要件の確認をいたします。

- ◆余裕を持った日にちで予約してください。
- ◆戸籍抄本の取り寄せなど、必要書類の取得には、時間を要する場合があります。

予約フォーム



[https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/
offerList_detail.action?tempSeq=59818](https://s-kantan.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=59818)

※久喜市ホームページの「パートナーシップ宣誓制度」のページからもアクセスできます。

予約した日時にパートナーの2人で人権推進課にお越しください。
本人確認書類を提示の上、必要書類を提出してください。書類提出の際に、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。

- ◆戸籍上の氏名と併せて、通称を使用することができます。
- ◆書類に不備や不足がある場合は、受付をすることができませんので、ご注意ください。

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を人権推進課で交付します。
交付の際は「パートナーシップ宣誓受付票」をご持参ください。
(交付には1週間～10日程度を要します。郵送を希望する方は、別途ご相談ください。)

市民・事業者等のみなさまへ



久喜市では、互いを人生のパートナーとして宣誓をしたお二人のパートナーシップ関係を尊重し、この制度の趣旨や性の多様性について広く理解されることで、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながるよう、取り組んでいきます。

市民のみなさまには、性別に関わりなく一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めるため、性の多様性への理解およびお互いの人権の尊重について、ご協力をお願いいたします。

事業者等のみなさまには、性の多様性についてご理解いただくとともに、宣誓した方が利用できる各種サービスの拡大について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本人が公にしていない性的指向や性自認などを、本人の了承なく他の人に伝える行為は、絶対にはいけません。宣誓をした方がパートナーシップ証明カード等を提示した際に知り得た情報などについても、了承なく他者に伝えることのないよう、対応について配慮をお願いいたします。